

8 施 施 助 第 5 号
令和8年4月10日

都道府県教育委員会施設主管課長
都道府県教育委員会特別支援教育主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長
石川 仙太郎
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
原田 雄一
(公印省略)

特別支援学校における教室不足の解消について（通知）

このたび、令和7年10月1日現在における公立特別支援学校の教室不足の現状を調査（令和7年10月10日付け事務連絡）したところ、45都道府県における3,192室の不足が計上されました。前回調査（令和5年度調査）と比較して、167室減少しておりますが、依然として高い水準で教室不足が生じています。

特別支援学校設置基準（令和3年9月公布、施設及び設備に係る規定は令和5年4月1日から施行）を踏まえた施設整備が求められている中、近年、特別支援学校に在籍する児童生徒等の数がさらなる増加の一途をたどっていることなどが背景となっているものと考えられます。

特別支援学校における教育環境の整備については、設置者において総合的・計画的な取組を進めていただいているとともに、文部科学省においても、令和2年度から5年間の集中取組期間を設け教室不足解消に係る事業等における国庫補助の算定割合を引き上げてきた措置を、令和6年度末に延長し、令和9年度までを集中取組期間として国庫補助の算定割合を引き上げているところです（注1）。

教室不足が解消していない設置者におかれましては、速やかな教室不足の解消に向けて、下記の点に留意し適切に対応いただきますようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれましては、本通知の内容について特別支援学校を設置している域内の設置者に対し、周知いただきますようお願いいたします。

（注1）特別支援学校建物の整備に係る補助

・ 新增築事業 小・中学部 負担金の負担割合 原則 1/2

幼・高等部 交付金の算定割合 原則 1/2

・ 廃校・余裕教室等改修事業 交付金の算定割合 原則 1/3

（令和2年度から令和9年度までの期間、算定割合を 1/2 に引上げ）

・ 教室不足解消に向けた特別支援学校校舎の改築・改修事業 交付金の算定割合 原則 1/3

（令和5年度から令和9年度まで算定割合を 1/2 に引上げ）

記

1. 教室不足解消の計画に遅れが生じている設置者や、解消の見込みが立っていない設置者においては、必要に応じて児童・生徒等数の推計の見直しを集中取組計画(注2)に反映させ、あらゆる手段を講じて早期の解消に向けた取組を進めてください。国の財政支援制度を活用するなどして、新設校の設置や、校舎の増築のみならず、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や域内市区町村とも連携しながら、引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。文部科学省において公表している「特別支援学校の教室不足解消に向けた好事例集」(注3)等もご活用ください。

(注2) 各都道府県教育委員会が集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むために策定している計画

(注3) https://www.mext.go.jp/content/20240318-mxt_sisetujo-000034614_1.pdf

2. 令和9年度までの集中取組期間において、設置者による計画的な施設整備が進められているものと承知していますが、今回の調査結果においても未だに多くの教室不足が生じている現状等を踏まえ、文部科学省として、障害のある児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、教室不足解消に向けた今後の対応について検討を進める上で、集中取組計画の進捗状況や今後計画している対応策等について個別にヒアリングを実施する予定ですのでご協力をお願いします。

3. また、「特別支援学校設置基準の公布等について」(令和3年9月24日付け3文科初第1076号)にもある通り、設置基準策定以前に設置されている特別支援学校については、編制並びに施設及び設備に関する経過措置を設けているところですが、今回の調査結果においても、一部の自治体において設置基準上の必要面積を満たしていない状況が改善されていないことを鑑みて、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めていただきますよう、改めてお願いします。

【問合せ先】

本調査の内容に関すること

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課指導係

Tel 03-6734-2463

特別支援教育の推進全般に関すること

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

Tel 03-6734-3193